

## 令和4年度 第4回役員会議事要旨

日時：令和4年7月27日（水）9時30分～10時30分

場所：あべのメディックス3階 大会議室

出席者：西澤理事長、辰巳砂副理事長、酒井理事、東山理事（オンライン）、田中理事、櫻木理事、高橋理事、辻理事、相良理事（オンライン）

陪席者：白井監事、西田監事、川上事務局次長、羽者家総務部長、中井総務課長

### 【審議事項】

#### 1 関西電力との包括連携協定について

担当理事および企画部長より、関西電力との包括連携協定について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

#### 2 大阪公立大学医学部附属病院規程および大阪公立大学医学部附属病院長候補者選考規程の制定について

担当理事より、大阪公立大学医学部附属病院規程および大阪公立大学医学部附属病院長候補者選考規程の制定について説明があり、審議の結果、以下を修正したうえで、他は原案の通り承認された。

○大阪公立大学医学部附属病院規程

第3条第7項

(変更前)

病院長の任期は2年とし、再任は1回とする。ただし、補欠の病院長の任期は、前任者の残任期間とする。

(変更後)

病院長の任期は2年とし、再任は1回とする。ただし、前項第2号、第3号の事由により選任された病院長の任期は、前任者の残任期間とする。

○大阪公立大学医学部附属病院長候補者選考規程

第3条第1項第3号

(変更前)

理事長が指名する理事1名

(変更後)

役員会から選出された理事1名

第6条第4項

(変更前)

議長は、特に必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取することができる。

(変更後)

選考会議は、特に必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取することができる。

<主な意見等>

・第3回病院長選考規程制定チーム会議からの「①病院規程第3条関連で、病院長任期は2年。再任一回の制限はない方が良い。」という意見に関しては、他大学の病院長の任期の

例等も鑑み、原案通りで良いのではないか。

・第3回病院長選考規程制定チーム会議からの「②選考規程第3条関連で、医学部の附属病院であり選考委員に医学研究科長を入れるべき。」という意見に関しては、第3条第1項第1号 医学研究科教授会から選出された者1名は医学研究科長が想定され、全体の7名を増やすことは困難であるため、大阪公立大学医学部附属病院長候補者選考規程第3条については変更する必要はないと考えられる。

・第3回病院長選考規程制定チーム会議からの「③選考規程第10条関連で、推薦は「原則として複数人」とあるのを「一人又は数人」としてはどうか。」という意見に関しては、チーム会議の意見を踏まえて規程(案)を変更しているのとの説明があった。

・大阪公立大学医学部附属病院規程第3条第7項の「補欠」は病院長が任期中に欠けたときの次の病院長に選考された者であるが用語の定義が不明瞭なため、分かりやすく明記する方が良い。

・大阪公立大学医学部附属病院長候補者選考規程第6条第4項において、「議長は、特に必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取することができる。」となっているが、議長ではなく選考会議が主体となって病院関係者の意見を聞くように内容が変わらないのであれば「選考会議は、特に必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取することができる。」に変更したほうが良い。

・大阪公立大学医学部附属病院長候補者選考規程第3条第1項第3号の「理事長が指名する理事1名」となっているが、役員会の権限と責任で行うべきであるため、理事長が指名するのではなく「役員会から選出された理事1名」と明記した方が良い。

・ガバナンス部会において、「大阪公立大学医学部附属病院規程において副院長及び病院長補佐の任命拒否について附則に明記されていない」という意見があったが、当該規程においては副院長と病院長補佐を任命拒否するという事態を想定していない解釈である旨、担当理事より説明があり、合意を得た。

#### 【報告事項】

特になし

#### 【その他事項】

特になし

#### 【備考】

オンライン会議システムを併用した役員会は、適時的確な意見表明が互いにできる状態であることを確認しており、終始異状なく議題の審議等を終了した。

以 上